

# 特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表(1割負担)

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(空床利用型)

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費					食費※					小計 (日額)②	合計	
	基本サービス費	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算	小計(日額)①	1日あたり	朝食	昼食	夕食	居住費※		日額 ① + ②	
要支援1	523	12		44	579	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,030	
要支援2	649	12		55	716	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,167	
要介護1	696	12	18	60	786	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,237	
要介護2	764	12	18	66	860	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,311	
要介護3	838	12	18	72	940	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,391	
要介護4	908	12	18	78	1,016	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,467	
要介護5	976	12	18	83	1,089	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,540	

○機能訓練体制加算・・・常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ) ※利用日数により単位数は変動します。

医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食の提供を行った場合は、サービス費1回につき8円加算されます。 ※1日に3回を限度とする。

ご希望により送迎を行った場合は、片道につき184円いただきます。

※食費及び居住費は利用者負担減免制度非該当(第4段階)の場合の金額

<利用料の負担軽減について>

①所得段階及び預貯金の額に応じ、食費及び居住費に上限額が設けられます。(下記一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象となる場合があります。

	食費	居住費
第1段階	300	820
第2段階	690	820
第3段階①	1,000	1,310
第3段階②	1,300	1,310
第4段階	1,445	2,006

詳細につきましては、市町村担当窓口へお問い合わせください。

# 特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表(2割負担)

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(空床利用型)

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費					食費※					小計 (日額)②	合計	
	基本サービス費	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算	小計(日額)①	1日あたり	朝食	昼食	夕食	居住費※		日額 ① + ②	
要支援1	1,046	24		89	1,159	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,610	
要支援2	1,298	24		110	1,432	1,445	419	578	448	2,006	3,451	4,883	
要介護1	1,392	24	36	121	1,573	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,024	
要介護2	1,528	24	36	132	1,720	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,171	
要介護3	1,676	24	36	144	1,880	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,331	
要介護4	1,816	24	36	156	2,032	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,483	
要介護5	1,952	24	36	167	2,179	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,630	

○機能訓練体制加算・・・常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ) ※利用日数により単位数は変動します。

医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食の提供を行った場合は、サービス費1回につき8円加算されます。 ※1日に3回を限度とする。

ご希望により送迎を行った場合は、片道につき184円いただきます。

※食費及び居住費は利用者負担減免制度非該当(第4段階)の場合の金額

<利用料の負担軽減について>

①所得段階及び預貯金の額に応じ、食費及び居住費に上限額が設けられます。(下記一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象となる場合があります。

	食費	居住費
第1段階	300	820
第2段階	690	820
第3段階①	1,000	1,310
第3段階②	1,300	1,310
第4段階	1,445	2,006

詳細につきましては、市町村担当窓口へお問い合わせください。

# 特別養護老人ホームほほえみ 利用料金表(3割負担)

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(空床利用型)

令和3年8月1日より

要介護度	施設介護サービス費					食費※					小計 (日額)②	合計	
	基本サービス費	機能訓練体制加算	夜勤職員配置加算	介護職員処遇改善加算	小計(日額)①	1日あたり	朝食	昼食	夕食	居住費※		日額 ① + ②	
要支援1	1,569	36		133	1,738	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,189	
要支援2	1,947	36		165	2,148	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,599	
要介護1	2,088	36	54	181	2,359	1,445	419	578	448	2,006	3,451	5,810	
要介護2	2,292	36	54	198	2,580	1,445	419	578	448	2,006	3,451	6,031	
要介護3	2,514	36	54	216	2,820	1,445	419	578	448	2,006	3,451	6,271	
要介護4	2,724	36	54	234	3,048	1,445	419	578	448	2,006	3,451	6,499	
要介護5	2,928	36	54	250	3,268	1,445	419	578	448	2,006	3,451	6,719	

○機能訓練体制加算・・・常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している場合。

○夜勤職員配置加算・・・ユニットにおいて夜勤を行う介護職員又は看護職員の基準数に1を加えた数以上を配置した場合。

○介護職員処遇改善加算・・・一日あたりの介護保険サービス費の合計額に8.3%を乗じた額(加算Ⅰ) ※利用日数により単位数は変動します。

医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食の提供を行った場合は、サービス費1回につき8円加算されます。 ※1日に3回を限度とする。

ご希望により送迎を行った場合は、片道につき184円いただきます。

※食費及び居住費は利用者負担減免制度非該当(第4段階)の場合の金額

<利用料の負担軽減について>

①所得段階及び預貯金の額に応じ、食費及び居住費に上限額が設けられます。(下記一覧表の通り)

②サービス費及び送迎費は高額介護サービス費の対象となります。

③料金の一部については、一定要件を満たせば、医療費控除の対象となる場合があります。

	食費	居住費
第1段階	300	820
第2段階	690	820
第3段階①	1,000	1,310
第3段階②	1,300	1,310
第4段階	1,445	2,006

詳細につきましては、市町村担当窓口へお問い合わせください。